

上越市いじめ防止基本方針 (案)

平成 31 年 月改正
上越市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめは、決して許される行為ではありません。

上越市では、児童生徒に差別や偏見をなくし、他を思いやる心を育成するために同和教育を中核として人権教育を推進してきました。差別の現実に関心し、差別を憎み、憤り、差別を許さないことを自らの生き方として選択できる力の育成に努めています。

上越市では平成 7 年に中学生がいじめを苦にした内容の遺書を残して自らの命を絶つという痛ましい出来事がありました。これを契機に、上越市では、子どもの命と人権を尊重した学校づくりを最優先に掲げ、「学校訪問カウンセラー」「こどもほっとライン」を設置するなどして、児童生徒や保護者からの相談を受ける環境を整えてきました。

そして、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号 以下「法」という。）第 12 条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、「上越市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を平成 27 年 3 月に策定しました。

なお、法の施行から 3 年が経過し、国は「いじめ防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月）」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を策定しました。また、県もそれに応じて、「新潟県いじめ防止基本方針（平成 30 年 2 月）」を改定しました。これらの国や県の方針等を参酌するとともに、地域や学校の実情に応じた内容に見直し、いじめ防止等のための対策を一層推進していくため、この度、「市の基本方針」を改定することとしました。

いじめは「どの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こり得る」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者との強い連携の下で「いじめを生まない、いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。

なお、この基本方針は、国の基本方針が 3 年の経過を目途として見直されることを踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

はじめに

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 1
- 2 いじめの定義等 1
 - (1) いじめの定義
 - (2) 市基本方針における学校の範囲等
- 3 いじめ防止等に向けた基本的な考え方 2
 - (1) 市として
 - (2) 学校として
 - (3) 保護者として
 - (4) 児童生徒として
 - (5) 市民として

第2 いじめ防止等のために上越市及び教育委員会が実施する施策

- 1 組織の設置 5
 - (1) 上越市いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - (2) 上越市いじめ防止対策等専門委員会の設置（教育委員会に設置）
 - (3) 上越市いじめ等に関する再調査委員会の設置（市長部局に設置）
- 2 いじめの防止に向けた市及び教育委員会の施策 6
 - (1) 豊かな心などを育む教育の推進
 - (2) 社会性を育む生徒指導の推進
 - (3) 教員の指導力向上のための支援
 - (4) いじめの早期発見、早期解決のための取組
 - (5) 保護者、地域との連携に向けた支援
 - (6) 学校間連携の充実にに向けた支援
 - (7) 相談に係る組織的運営・協働体制の構築
 - (8) 「インターネットを通じて行われるいじめ」の防止等に向けた取組の推進
 - (9) 解決が困難ないじめ問題への支援

- (10) いじめを行った児童生徒、いじめを受けた児童生徒への対応
- (11) いじめ防止に対する学校評価への指導・助言
- (12) いじめ防止に対する教員評価への指導・助言

第3 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定 9
 - (1) 学校基本方針の内容
 - (2) 学校基本方針の策定上の留意事項
- 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置 10
 - (1) 学校いじめ対策組織として想定される役割
 - (2) 学校いじめ対策組織の組織運営上の留意事項
- 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組 12
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 家庭や地域、関係機関との連携
 - (5) 関係機関との連携

第4 重大事態への対処

- 1 学校及び教育委員会の調査 16
 - (1) 重大事態
 - (2) 学校による調査
 - (3) 上越市いじめ防止等対策専門委員会による調査
 - (4) 調査結果の提供
 - (5) 重大事態への対処の留意事項
- 2 市長による再調査及び措置 19
 - (1) 上越市いじめ問題再調査委員会が行う調査及び報告
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

* 資料「上越市のいじめの実態とその背景」

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、まず、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを許さない意識の醸成や互いに尊重し合う人間関係の構築など、学校の内外を問わず、いじめを未然防止することを旨として実施します。

次に、いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最優先であるという認識を共有し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組みます。

いじめを行った児童生徒の指導については、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に配慮します。

さらに、いじめを認識しながらそれを助長したり傍観したりする児童生徒に対しても、それが間接的にいじめに加担する行為であることを自覚させ、いじめは許されない行為であり、見逃してはいけないことを十分理解できるようにします。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のように規定されています。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{※1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的、形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断します。また、いじめには多くの態様^{※3}があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努めます。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と

何らかの人的関係を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

※3 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(※1～※3は、国の基本方針による)

(2) 市基本方針における学校の範囲等

法第2条第2項において、「この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。」とされており、本基本方針における「学校」については、上越市立学校条例（昭和46年4月29日条例第29号）に規定する学校とします。

また、本基本方針における「児童生徒」については、上越市立学校に在籍する児童又は生徒とし、「保護者」とは「児童生徒」の親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいいます。

3 いじめ防止等に向けた基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を侵害する行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければなりません。また、いじめは、いつ、どこでも起こり得るものなので、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対応することが大切です。

(1) 市として

- ① 上越市は、子どもの心身のすこやかな成長を地域社会が支援し、もって子ども

もが安心し、かつ、自信を持って生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的に、平成 20 年 3 月 28 日に「上越市子どもの権利に関する条例」を制定しました。さらに、「ひとにやさしい自立と共生のまち・上越」の実現に向けて、同年 12 月 18 日に「人権都市宣言」を行いました。これらの趣旨から、全市民が幸せに生きる権利をもっていること、並びに人を思いやる心を持つこと、これら両方の大切さを自覚できるよう、互いの命や人権を大切にする施策を実施します。

- ② 上越市いじめ防止基本方針を定め、これに基づき、いじめ防止等の必要な施策を実施します。
- ③ 学校、保護者、地域の連携を強化し、地域青少年育成会議でいじめの予防等に努めます。
- ④ 重大事態発生時には、その解決に向け、発生したいじめについて調査を行う組織を設置します。

(2) 学校として

- ① 学校運営協議会を活用しながら、全ての児童生徒が安心して生活し、全力で教育活動に取り組むことができる学校づくりを目指します。
- ② 児童生徒が主体となって取り組む活動を支援し、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自己有用感や規範意識などの社会性を育み、いじめに正面から向き合い、いじめを生まない土壌をつくるようにします。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こり得ることを全教職員で強く意識し、教育活動を展開します。
- ④ 相談窓口を家庭や児童生徒に周知するとともに、児童生徒に対して毎月のアンケートや個別の面談を実施するなど、児童生徒一人一人の状況把握を丁寧に行います。
- ⑤ いじめを認知した場合は、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップの下、関係機関等と連携して、早期解決に力を注ぎます。
- ⑥ 学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合は、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとされる児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図ります。また、いじめを行ったとされる児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行います。

(3) 保護者として

- ① 子の教育について第一義的責任を有する者として、子どもが安心して生活できる家庭環境を整えます。さらに、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めます。
- ② 保護者として、自分の子にいじめをしてはならないことを教えるとともに、規範意識や他を思いやる心を育てます。
- ③ 子どもの様子の変化を察知できるよう、日頃から子どもとの関わりを多くもつ努力をします。また、子どものSNS等の使用状況について把握したり、ネットの利用について家庭でルールを決めたりするなど、適切な使い方について指導します。
- ④ 自分の子が関係するいじめを発見したり、いじめがあると思われたりしたときは、まず保護者自身が相談に乗るとともに、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報し、連携して早期解決を図ります。

(4) 児童生徒として

- ① まず、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを学び、自ら他人に対していじめを絶対しないようにします。
- ② 自分を大切にするとともに、他者に対しても思いやりをもった言動をとります。自分がいじめられた場合だけでなく、他のいじめを発見したときは、決して見て見ぬふりをせず、すぐに親や教員に相談します。
- ③ 学校の諸活動だけでなく、地域における活動に積極的に参加し、同世代の間だけでなく異年齢の児童生徒や大人と交流し、社会性を身に付けます。

(5) 市民として

- ① 「地域の子どもは地域で育てる」の考えの下、子どもが健やかに成長することを願い、あいさつ運動、ボランティア活動、絆を深める活動等を通して、進んで児童生徒との関係をつくります。
- ② いじめを発見したり、いじめがあると思われたりしたときは、速やかに市、学校又は関係機関に通報します。

第2 いじめ防止等のために上越市及び教育委員会が実施する施策

1 組織の設置

(1) 上越市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項の規定に基づく組織として、市は上越市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を円滑に進めるため、新潟地方法務局、新潟県上越児童相談所、上越警察署、上越市民生委員児童委員協議会連合会、上越市小・中学校長会、上越市教育委員会、その他の関係団体など必要と認められる機関及び団体等の代表・担当で構成し、次に掲げる役割を担います。

- ① いじめ防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有
- ② いじめ防止等に向けた関係機関等の対策についての協議
- ③ いじめ防止等に関する関係機関等相互の連絡調整
- ④ 関係機関等の相談窓口等の周知 等

(2) 上越市いじめ防止対策等専門委員会の設置（教育委員会に設置）

法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づく組織として、市教育委員会は上越市いじめ防止対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置します。

専門委員会は、公平性・中立性を確保するため、弁護士、精神保健に関し学識経験を有する医師、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める第三者で構成し、次に掲げる役割を担います。

- ① 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策について専門的知見から調査研究し、及び審議すること
- ② 学校における重大事態（後述）に係る事実関係を明確にするための調査

(3) 上越市いじめ問題再調査委員会の設置（市長部局に設置）

法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく組織として、市は上越市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置します。

再調査委員会は、公平性・中立性を確保するため、弁護士、精神保健に関し学識経験を有する医師、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める第三者で構成し、法第30条第2項及び第31条第2項の調査を行います。

2 いじめ防止に向けた市及び教育委員会の施策

(1) 豊かな心を育む教育の推進

- ① 命を大切にする心や他人を思いやる心等、児童生徒の豊かな人間性の育成を図るとともに、互いの大切さを認め合う態度や行動力を育てる人権教育、同和教育を充実するよう、学校訪問等で指導します。
- ② 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援を行います。

(2) 社会性を育む生徒指導の推進

- ① 好ましい人間関係をつくる能力や他者と協力しながら問題解決を図る意欲・態度などの社会性を育むよう、関わり合って学ぶ授業づくり、児童生徒が主体となって取り組む「いじめ見逃しゼロスクール集会」、異学年・異年齢集団による活動等を、学校訪問等で指導します。

(3) 教員の指導力向上のための支援

- ① 学級会や学年活動、児童会活動、生徒会活動等による児童生徒の自主的、自治的な特別活動の推進に向けて、教員の指導力の向上を図るために、研修会等の充実を図ります。
- ② 児童生徒の悩みを察知し、解消に向けて適切に対応するとともに、心のケアについても対応できるよう、児童生徒理解を始め、カウンセリング等の研修の充実を図ります。
- ③ 全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう指導します。

(4) いじめの早期発見、早期解決のための取組

- ① 毎月学校から報告されるいじめの実態について、個々の状況を把握し、早期解決に向けて指導、助言を行います。
- ② 教育相談、各種学校生活アンケートなど、児童生徒の悩みや変化を素早く察知するシステムを構築するよう、学校に働きかけます。
- ③ いじめの早期発見及び児童生徒の心の安定を図るために、学校訪問カウンセラーの派遣や子どもほっとラインなどの相談窓口を充実します。

(5) 保護者、地域との連携に向けた支援

- ① 学校運営協議会でいじめ対策について協議し、必要に応じて地域青少年育成会議等の関係機関と連携していじめの未然防止や早期解決に努めるよう指導します。

(6) 学校間連携の充実に向けた支援

- ① 学校間において、いじめなど生徒指導上の問題についての情報を整理し、連携の充実が図られるよう支援します。

(7) 相談に係る組織的運営・協働体制の構築

- ① いじめなど生徒指導上の問題を効果的に解決できるよう、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）や相談員等を構成員とし、教育委員会内に置く「ＪＡＳＴ※⁵」を窓口とし、すこやかなくらし包括支援センター※⁶、スクールカウンセラー等の組織を効果的に活用できる体制を整備します。また、児童生徒、教職員、保護者等から活用されるように、それぞれの組織や相談方法等を積極的に周知します。

※5 ＪＡＳＴとは「上越あんしんサポートチーム」のことで、学校だけでは解決が困難なケースに対し、学校が主体となって早期解決できるよう支援を行うチームのことです。学校教育課の指導主事、教育センターのＳＳＷや相談員等で構成しています。

※6 すこやかなくらし包括支援センターは、平成24年4月に「すこやかなくらし包括支援室」として健康福祉部に設置され、平成29年より現名称となり、社会福祉士、臨床心理士、保育士、指導主事といった多様な専門職が協力し、複合的な課題を抱える家族を包括的に支援しています。

- ② 「24時間子どもＳＯＳダイヤル」「新潟県いじめ相談電話」「新潟県いじめ相談メール」「いじめ対策ポータル」等、多様な相談窓口の周知徹底を図ります。

(8) 「インターネットを通じて行われるいじめ」の防止等に向けた取組の推進

- ① 児童生徒の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実及びトラブルが発生した場合の対処を迅速、確実に行うための研修会を実施します。
- ② 児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、インターネットの不適切な使用による危険性などについて啓発します。

③ 児童・生徒アンケートや教育相談の内容に、インターネット上でのトラブルやいじめに関する項目を設定し、インターネット上のいじめに対して未然防止、早期発見、早期対応ができるように、各学校に指導・助言を行います。

④ インターネット上で、児童生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、ネットパトロールの協力を得て、関係の学校に情報提供するとともに、指導、助言を行います。

(9) 解決が困難ないじめ問題に対する支援

① 解決が困難ないじめ事案には、指導主事等を派遣するなどの支援を行い、調査をしたり解消策を検討したりします。

② いじめを受けた児童生徒を含む全ての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、ケース会議で支援策を検討し、カウンセラーを学校へ派遣したり、いじめを行った児童生徒を適応相談室^{※7}で学習させたりするなど、必要な措置を講じます。

※7 適応相談室とは、教育委員会内にあり、教室に入りづらい、或いは他の児童生徒の学習する権利を侵害する恐れがある児童生徒に対して、JASTのスタッフが中心となって一定期間対応し、児童生徒が安定した状態で学校復帰できるよう指導支援を行う部屋です。

(10) いじめを行った児童生徒、いじめを受けた児童生徒への対応

① いじめを行った児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じるよう学校を指導し、当該児童生徒の立ち直りを支援します。

② いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

(11) いじめ防止に対する学校評価への指導・助言

① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校評価が有効に機能するよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

(12) いじめ防止に対する教員評価への指導・助言

① 教職員の評価として、学校におけるいじめ防止対策等の取組状況を積極的に評

価するよう、各学校に指導・助言を行います。

- ② いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速で適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、各学校に指導・助言を行います。

第3 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、以下の内容等を踏まえて、いじめの防止等の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めるものとします。

学校いじめ防止基本方針を定める意義は、次のとおりです。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応になります。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながります。
- ・ いじめを行った児童生徒の成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援を行うことができます。

(1) 学校基本方針の内容

- ① いじめ防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修の取組も含めた、年間を通じたいじめ対策組織の活動を具体的に定めます。
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、学校基本方針が学校の実情に即して体系的・計画的に行われ、的確に機能しているか等、その指導内容のプログラム化を図り、PDCAサイクルによる評価を盛り込みます。

(2) 学校基本方針の策定上の留意事項

- ① アンケート、いじめの通報、情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め、チェック

リストを作成・共有して全職員で実施できるなど、具体的な取組内容を盛り込むようにします。

- ② いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとします。
- ③ いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点から、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めます。
- ④ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。
- ⑤ 学校基本方針の策定や見直しをするに当たっては、検討する段階から学校運営協議会等の参画を得て、家庭、地域、関係機関等と連携した学校基本方針となるよう努めます。
- ⑥ 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意します。
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針には、いじめの早期発見のために、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておきます。
- ⑧ 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページ、学校だよりへの掲載等などの方法により、児童生徒、保護者、地域住民が基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を組織的に行うため、当該学校の複数の教職員^{※8}、学校訪問カウンセラー等、その他の関係者により構成される「学校いじめ対策組織」（組織の名称は学校の判断による。）を置くものとします。

また、同委員会は、対応する事案の内容に応じて医師、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとします。

※8 「当該学校の複数の教職員」は、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、学校の実情に応じて決定します。

(1) 学校いじめ対策組織として想定される役割

- ① いじめの解消に向けて、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応するための中核となります。
- ② いじめ未然防止に向け、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うとともに、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となります。
- ③ いじめの相談・通報の窓口となります。
- ④ 日頃から、児童生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集、記録し共有します。
- ⑤ 児童生徒のいじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行います。
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行います。

(2) 学校いじめ対策組織の組織運営上の留意事項

- ① 学校いじめ対策組織は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制を整えます。
- ② 学校いじめ対策組織が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て学校いじめ対策組織に報告・相談します。
- ③ 学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（全校集会等で学校いじめ対策組織の取組を説明する等）を実施します。また、児童生徒が、学校いじめ対策組織を、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると認識できるようにします。さらに、いじめに対する定期的なアンケートを実施する際に、学校いじめ対策組織の存在や活動内容等が具体的に把握されているかどうか確認します。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、市教育委員会と連携して国の基本方針に添付された『学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』（別添2）などを参考にしながら、以下の取組を行います。

(1) いじめの防止

未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや、心の通い合うコミュニケーション能力を育むことです。さらに、信頼できる周囲の友人や教職員との関係の中で、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりや集団づくりを行っていくことです。

- ① 道徳教育、人権教育、同和教育などの教育活動を通して、いじめを生まない人間関係や集団づくりを推進します。
- ② 他者との交流や関わり合いなどを通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度など、児童生徒の社会性を育成します。
- ③ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努めます。
- ④ 児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめをやめさせるための行動をとる意思を育てます。
- ⑤ いじめ防止等の対策に係る教職員の資質向上のための研修を年複数回実施します。
- ⑥ 発達障害等の特性に係る教職員の理解や専門性の向上を図ります。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあります。教職員はこの認識をしっかりとち、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点で対応に努めます。

- ① 児童生徒の発するいじめのサインを見逃さないために、いじめ発見のためのチェックリスト等を活用し、得られた情報を迅速に共有します。
- ② 毎月、学校の実態に応じたアンケート調査や教育相談等で児童生徒一人一人の声を確実に聞き取り、いじめの実態把握・早期発見に努めます。

- ③ 匿名によるアンケートの実施、自宅でのアンケート記入、担任以外による相談窓口の設置など、児童生徒が本音で伝えやすい場を工夫します。
- ④ アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであると認識し、報告を受けた教職員は迅速に対応します。
- ⑤ 各教職員は、学校の定めた基本方針にそって、いじめに係わる情報を適切に記録します。
- ⑥ 児童生徒や保護者に対して、いじめ相談体制を周知します。

(3) いじめへの対処

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織で組織的に対応します。学校は、市教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上、対処します。

① いじめを受けた児童生徒への対応及び支援

いじめを受けた児童生徒を守り通すという姿勢の下、保護者と連携の上で、以下のような対応及び支援を講じます。

ア いじめを受けた児童生徒の心的な状況等を十分理解し、いじめを受けた児童生徒や情報提供した児童生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取ります。

イ いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携しながら、いじめを受けた児童生徒に寄り添える体制を構築し、状況に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援します。

ウ いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整備します。

エ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の関係修復が図られるように、教職員や保護者等で協力し、謝罪・和解の会を開きます。

オ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、3か月以上心理的又は物理的な影響が止んでいる状態であること、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要があります。

カ いじめの被害が重大な場合、「解消している」状態は、上記オの目安にかかわらず、より長期の期間を設定します。

キ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた被害児童生徒を徹底的に守り通します。

ク 学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

ケ いじめが解決したと思われる場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等に伝えるとともに、必要な支援を行います。

コ いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し再び良好な関係を築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織に通知することは必要となります。

② いじめを行った児童生徒に対する措置

いじめを行った児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や障害特性などに配慮しながら、以下のような措置を講じます。

ア いじめを行った児童生徒が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導します。

イ 関係保護者に迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

ウ 必要に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官など外部専門家の協力を得て、いじめを止めさせ、再発を防止します。

エ いじめを行った児童生徒のプライバシーに留意し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮の下、指導を行います。

③ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの場面にはいじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒の他にいじめをはやしたてたり、おもしろがって見たりしている「観衆」、見て見ぬふりをしている「傍観者」がいます。いじめを「観衆」がおもしろがったり、「傍観者」が黙認するといじめは助長されます。児童生徒が「観衆」や「傍観者」とならず、いじめ問題と真正面から向き合い、当事者意識を高めることが重要です。

ア 「いじめを絶対許さない」という教員の姿勢を示し、学校、学級全員の問題として取り組む雰囲気をつくり、いじめの解消に向けて主体的に取り組むよう指導します。

イ いじめを黙認することは、いじめに加担することであり、許されないことであることを指導します。

ウ いじめによって、学級内の人間関係や雰囲気が悪くならないようにするため、いじめのあった学級には多くの教員が関わり、児童生徒の声に耳を傾けるようにします。

エ いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒のプライバシーの保護からも、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることのないよう、節度ある行動をするよう指導します。

(4) 家庭や地域との連携

① 家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。児童生徒の教育について第一義的責任を負うのは保護者であり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うためには、家庭との連携強化が重要です。

ア 学校基本方針などについて、学校だよりなどで説明し、いじめ問題解決の重要性の認識を広めると共に、家庭と緊密に連携します。

イ P T Aとの共催により、いじめの理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット利用などに関する説明会・研修等を企画・実施します。

② 地域との連携

児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、社会性の育成やいじめの未然防止、早期発見につながる場合もあることから、児童生徒に対して、

地域行事等への参加・参画を促すことも有効です。

ア 学校基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや地域における会議等で説明し、紹介することを通じて広報・啓発を図ります。

イ 地域青少年育成会議と連携し、児童生徒が地域に関わる機会の充実を図ります。

(5) 関係機関との連携

いじめを防止したり早期解決を図ったりするために、J A S T、すこやかなくらし支援室等の行政機関、児童相談所、警察署等と積極的に連携して対応します。

第4 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省）を基に、適切に対応します。

1 学校及び教育委員会の調査

以下の重大事態が発生した場合、学校は、初期調査を行います。

加えて、専門委員会において、事実関係を明確にするための調査を実施します。ただし、下の(1)ウに該当する場合は、専門委員会の調査に先立って、教育委員会が学校と連携して調査します。

(1) 重大事態

① 重大事態の意味

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

など、児童生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、日数のみで判断せず、事案や被害児童生徒の状況を十分考慮して判断します。

ウ その他の場合

児童生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと判断しません。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告します。

教育委員会は、学校から報告を受けた後、事実関係を整理して市長に報告します。

(2) 学校による調査

① 重大事態が発生した場合には、学校は直ちに初期調査を実施し、その結果を教育委員会に報告します。

② 初期調査は、以下の事項に留意して行います。

ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査し、明確にします。

イ 調査に当たっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先します。

ウ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとります。

エ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

オ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たります。

カ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分

に聴き取ります。

キ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童生徒の入院や死亡などの場合）は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手します。

（３）上越市いじめ防止等対策専門委員会による調査

① 教育委員会は、学校における重大事態の初期調査結果を専門委員会に速やかに伝えます。

② 専門委員会は、速やかに調査を開始し、その結果を教育委員会に報告します。

③ 教育委員会は、専門委員会による調査結果を市長に報告します。

その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告します。

④ 学校は、専門委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

（４）調査結果の提供

初期調査を実施する学校や、専門委員会から報告を受けた教育委員会は、以下に留意し、調査結果をいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して伝えます。

① 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。

② 他の児童生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがないよう留意します。

（５）重大事態への対処の留意事項

① 教育委員会は、必要かつやむを得ない場合には、当該児童生徒を一時的に学校内の別室または、教育委員会内に設置している適応相談室等で学習させたりするなど、必要な措置を講じます。また、緊急避難措置として児童生徒や保護者から申し出があった場合、他の学校への転学等の措置を行います。さ

らに必要に応じて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命じます。

- ② 学校は児童生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、風評等が流れたりしないよう、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、正確な事実に基づいた情報発信や個人のプライバシーに配慮します。
- ③ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、遺族の心情に十分配慮しながら、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、調査を行います。

2 市長による再調査及び措置

(1) 上越市いじめ問題再調査委員会が行う調査及び報告

- ① 法第28条第1項の規定による調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処が不十分又は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同調査の結果を再調査委員会において調査（以下「再調査」という。）します。

- ② 再調査委員会は、再調査の結果を市長に報告します。

また、市長は再調査の結果を上越市議会に報告します。その際、報告内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとします。

なお、再調査についても、初期調査等と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。
- ② 上記の「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事等の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等を検討するものとし、市長部局においては、必要な予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置等について検討します。

資料 上越市のいじめの実態とその背景

平成 26 年から平成 29 年までの上越市のいじめの実態から、その特徴を考察しました。

1 小学校高学年での認知数の増加

小学校におけるいじめの学年別認知件数（4 年間の平均）は、次のとおりです。

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
件数	19.8 件	17.8 件	22 件	27.8 件	36.8 件	35.0 件

* 認知件数はいじめの定義に基づいています。したがって、「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知しています。いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いている証だともいえます。

認知件数は、高学年になるにしたがって増加しています。この背景には、思春期特有の心身の不安定さに加えて、学習内容が難しくなることや高学年としての責任を果たさなければならないこと等をストレスと感じ、そのはけ口としていじめを行うことがあると考えられます。また、道徳性や規範意識などが不十分であり、自己中心的に他者を攻撃したり社会規範を逸脱したりする場合もあると考えられます。

自尊感情を育てるために、高学年としての活躍を期待することは悪いことではありませんが、児童を前面に出しながらも教員がその脇に寄り添い、丁寧に指導、評価して成就感を味わわせることが望まれます。また、人権教育、同和教育、道徳教育、特別活動において、道徳性や規範意識をしっかりと育む必要があります。

2 中 1 におけるいじめの認知数の増加

中学校におけるいじめの学年別発生件数（4 年間の平均）は、次のとおりです。

学年	1 年生	2 年生	3 年生
件数	47.3 件	29.5 件	12.0 件

中学 1 年生の認知件数は、小中 9 年間で最大の件数です。この背景には、人間関係や生活環境の大きな変化が考えられます。1 年生は、中学校に入り、授業や部活動等で学校生活が大きく変わります。学校によっては、小規模の小学校から大規模の中学校に入学するなど、出身小学校の異なる生徒とともに学校生活を送る学校もあります。

小学校の段階で、中学校に適應できる力を意図的、計画的に身に付けさせること

が望めます。また、中学校では、小学校の児童の様子を観察したり、教員同士で情報交換したりしながら、具体的にどのような体制で受け入れるか、検討したり、工夫したりすることが望めます。小中の9年間を見通した教育の取組が重要になってきます。

3 月別の認知数では、多発生は5月～7月、9月～11月

小中学校のいじめの月毎の発生件数（4年間の平均）は、次のとおりです。

月	件数	月	件数	月	件数	月	件数
4月	8.9件	7月	13.0件	11月	13.9件	2月	6.3件
5月	12.8件	9月	14.5件	12月	11.1件	3月	4.3件
6月	18.4件	10月	13.0件	1月	5.5件		

どの月でもいじめは認知されており、大きな偏りはありませんが、5月～7月と9月～12月の時期にやや多く認知されています。

5～7月に多く認知されている背景としては、その時期は、新たな環境に適応していく4月を経て、徐々に友だちができ、児童生徒一人一人の性格が表出し、集団の中での自分の立ち位置を模索し合う時期であることが考えられます。このような時期には、児童生徒の観察を複数の目で行うとともに、各種アンケートなど児童生徒から情報を収集して、話を聞いたり相談に乗ったりすることが必要です。

9月～12月については、多くの学年、学校行事が行われる時期であることが挙げられます。遠足や野外活動、文化祭、合唱祭など、友人と協力して課題を解決する機会が多くありますが、その際、規範意識や人間関係をつくる力、友人と協力して取り組もうとする態度などの社会性が身に付いていない児童生徒は、自分が仲間から当てにされていないと感じて投げやりな態度になったり、他を攻撃したりして、トラブルを起こすことがあります。

教職員は児童生徒の自治的、自浄的能力の育成を図りながらも、集団における一人一人の様子を観察し、行事の意義を確認させるとともに、児童生徒それぞれに声をかけて励ますことが必要です。

4 よく見られるじゃれ合い等に紛れるいじめ

小中学校における男女別いじめの態様において、「冷やかし、からかい、悪口等」が最も多く4年間の平均で62.0件、次いで「嫌なこと、危険なこと等をされる」が35.4件、「仲間はずし・集団での無視」17.6%、「軽くぶつかられたり叩かれたりする」が13.9件です。ちょっとしたケンカ、冗談の言い合い、じゃれ合いなど

と、いじめの区別が難しく、やっている方も悪意がほとんどない場合も考えられます。しかし、いじめの定義から考えると、受け手がどのように思っているかが重要です。教職員は、これらの態様のいじめが多いことを考慮し、いじめの芽を見逃さないよう、叩かれたりからかわれたりする児童生徒をよく観察し、必ず個別に話を聞くことが大切です。

5 いじめ認知のきっかけ

いじめ認知のきっかけは、小学校では当該児童の保護者からの訴えが最も多く、4年間の平均で54.3件、次いで本人からの訴えが34.8件、他の児童からの情報が22.0件、学級担任が発見が11.8件となっています。

中学校では、本人からの訴えが最も多く26.5件、次いで当該生徒の保護者からの訴えが21.0件、他の生徒からの訴えが12.8件、学級担任以外の教員が発見が12.8件となっています。

このことから、当市では、当該児童生徒やその保護者が積極的に発信することで、いじめの早期解決を図ろうとしていることがうかがえます。また、児童生徒や保護者の訴えで挙がってきたということは、教職員がいじめを認知する前に挙がってきたということであり、見過ごしたり深刻ではないと判断したりした件があった可能性があります。教職員はこのことを自覚し、いじめに対する感性を研ぎ澄ませ、意識して一人一人の児童生徒の様子を観察し、各事案に丁寧に対応することが望まれます。